

## 防府市クリーンセンター保管施設の搬入基準

平成25年11月18日制定

防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条及び防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条に規定する一般廃棄物の搬入基準のうち、防府市クリーンセンター保管施設（以下「保管施設」という。）における一般廃棄物の搬入に関し必要な事項を定めるものとする。

### 1 保管施設に搬入することができるもの

保管施設に搬入することができる廃棄物の主要な品目とその搬入条件等は、別表のとおりとする。

### 2 搬入基準の変更

この搬入基準は、法改正、条例改正、搬入廃棄物の性状の変化などの社会情勢に合わせて原則1年に1度見直しを行うこととする。

## 附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

## 別表

廃棄物の種類	例示品目等
特定家庭用機器廃棄物	ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式のもの並びに液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))及びプラズマ式のものに限る。)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫・電気洗濯機及び衣類乾燥機

備考 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第3項に規定する再商品化等に必要な料金が支払われたことを証する家電リサイクル券が添付されていない特定家庭用機器廃棄物は、搬入できない。